

# 2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価

## 調査結果報告書

### 安謝こども園

職員説明会	2020年	12月	5日
			5
職員報告会	2021年	3月	6日

2021年3月6日  
特定非営利活動法人  
介護と福祉の調査機関おきなわ

## 福祉サービス第三者評価結果

### ①第三者評価機関名

2020（令和2）年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------------------------

説明会	2020年12月 5日
確定日	2021年 3月 6日

### ②事業者情報

名 称： 安謝こども園	種 別： 認定こども園
代表者氏名： 系数 由美子	定員 (利用室数)： 50 ( 3 室 ) 名
所 在 地： 〒903-0003 沖縄県那覇市安謝2-15-28 安謝小学校内	
TEL 098-862-0387	

### ③総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 1. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

昨年の10月から園舎建て替えのため、隣接する小学校の1教室を間借りして教育・保育が実施されている。外遊びの場として、現在は小学校の中庭と運動場を使用し、4歳児と5歳児の遊びの場が重ならないよう交代で外遊びを実施している。4・5歳児共通の外遊びは、固定遊具（ブランコ、滑り台、鉄棒）と、スクーター、縄とび、三輪車、フラフープ、ぼっくり、マット、泥団子作り等があり、室内遊びは、ままごと、折り紙、レゴ、ブロック類、お絵描き等が環境として整備されている。

4歳児は、共通遊びに加えて外遊びは、ボール遊びやハンターごっこ等、室内遊びは、ボタン遊びや新聞、制作遊び、パズル、大型ブロック等、正月遊びとして、コマやカルタ等の環境を整備している。図鑑をもって公園に行き、草花や虫を調べ、子どもたちが草花や虫に興味を持つように教育・保育を展開している。

5歳児は、共通遊びに加えて外遊びは、大縄跳びや竹馬、やっこ、ドッジボール、サッカー、リレー、かけっこ等による活動があり、公園では昆虫探しをしている。室内遊びは、廃材遊びやパズル、ドミノ、ワミー、ラキュー、大工さん等に加え、文字や数字に興味関心を持つ遊びとして、線遊びや郵便屋さんごっこ等の環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが様々な表現活動を楽しめるように工夫している。コロナ禍の中、仮園舎において子どもたちが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びに細心の配慮や工夫をしている。

**関連項目：51**

#### 2. おいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

現在、仮園舎のため食事は法人の保育園から配食され、玄関には献立名と給食サンプル（アレルギー食含む）が展示されている。献立は、2号認定児にはおやつメニューが追加され、土曜日以外は手作りおやつを提供している。保護者には、献立表に「冬野菜の効能」や「春の七草」等を紹介し配布している。食事量は子どもが達成感を味わえる分量にし、偏食のある子どもが少量から始めて徐々に全量摂取できるように対応している。食器は陶器を用意し、食器の正しい持ち方や使い方をイラストにして掲示し、食事マナー等も身につくよう配慮している。食事の提供では、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応し、体調が気になる子どもにはお粥などを提供している。残食状況は副園長が把握している。毎月、園長や副園長、栄養士や調理員が参加して給食会議を開催し、子どもたちの喫食状況を検討し、残食の多い献立の改善策やアレルギー対応食等の検討が行われている。ひな祭りやクリスマス等の食事は、季節や行事に配慮した献立にし、郷土の食文化を取り入れ、毎月第3木曜日は「うちな～料理の日」としてクレープイリチーやトウンジージュシー等が提供されている。

**関連項目：61、62**

### 3. 子どもの生活を充実させるために、家庭と連携し、保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

家庭との連携について、教育・保育内容等は、年度始めに年間の計画書を配布し、入園時やクラス懇談会で「園のしおり」を配布・説明している。毎月の園だよりに、4歳児と5歳児の指導のねらいや行事予定、連絡事項等を掲載している。玄関には各クラスの活動を紹介する写真パネルを掲示し、子どもたちの作品等が展示されている。今年度は、コロナ禍により保護者による絵本の読み聞かせや日曜参観は中止され、例年実施している親子でのムーチー作りやカレーパーティーは、子どもたちと職員によるムーチー作りに変更して実施し、生活発表会等の行事には保護者が参加して子どもの成長を共有している。保護者との日頃の情報交換は、日々の送迎時や個別面談の他、各種行事に保護者が参加する機会を設けてコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。園のしおりには、「保護者が相談したい場合は随時面談日程を調整する」と明示し、保護者からの相談は、「保護者からの質問や意見内容記録」の様式を整備して活用している。子育て支援計画を作成し、地域の子育て家庭に向けて「園内や園庭を開放する曜日や時間」を記載したチラシを配布し周知している。

関連項目：63、64

### ◇改善を求められる点

#### 1. 中・長期計画の策定、及び中・長期計画を踏まえた単年度計画の作成が望まれる。

理念や基本方針の実現に向けたビジョンが、学校経営計画の子育て支援計画や地域との連携等に示されている。目標達成のための組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する中・長期の事業計画と中・長期の収支計画の策定、及び中・長期計画の内容を反映させた単年度の事業計画の作成が望まれる。

関連項目：4、5

#### 2. 教育・保育の標準的な実施方法についての見直しが望まれる。

苦情・相談解決対応マニュアルや危機管理マニュアルとして緊急時対応や災害（火災・地震・津波）対策、感染症予防やアレルギー対応マニュアル、食育マニュアル、教育実習・保育ボランティアマニュアル等が整備されている。マニュアル類は職員室に設置して職員が閲覧できるようにしている。

標準的な実施方法は、手順書としての内容となるよう職員全体による定期的な検証・見直しが望まれる。子どものプライバシー保護マニュアルが個人情報保護の内容になっているので、個人の羞恥心等への配慮についての内容の整備が望まれる。

関連項目：29、40、41

### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

- ・ 第三者評価を受ける事で色々気づきがあり、職員の学びに繋がりました。
- ・ 今後はマニュアルを充実させ、向上できるようにしていきたいと思えます。

### ⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 評価結果 認定こども園版

項 目		評価 結果
<b>職員の 集計結果</b>		
<b>I 教育・保育の基本方針と組織</b>		
<b>I-1 理念・基本方針</b>		
<b>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている</b>		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○	7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント		理念、基本方針の明文化と周知については、理念と基本方針が教育・保育計画や入園のしおりに記載され、ホームページで公開されている。理念は、「児童憲章を尊重する」とし、「児童の豊かな人間形成と保護者や地域のニーズをとらえて地域に開かれた園づくり」を基本方針としている。教育・保育方針は「一人ひとりが園生活を楽しく送れるよう、自然と遊び、共感できる心や生きる力の育成、伝統文化を大切に、生活と遊びと学びが繋がっていく」として、法人の理念との整合性が確保され職員の行動規範となる具体的な内容になっている。理念や基本方針は会議や研修会等で職員へ周知が図られている。理念や基本方針は具体的な教育・保育目標として、毎年、入園のしおり等で保護者への周知が図られている。

項 目			評価結果
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	14.3%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	28.6%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	7.1%
	n		50.0%
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○ 4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
2	コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、園長は、行政研修を受講し沖縄県の子育て支援制度と幼児教育についての内容を把握している。校区における児童数を把握し、県外出身児童の多さや一人親世帯が多い地域性について分析している。理事会に参加し、教育・保育の予算や保育ニーズ、コストバランスなど経営環境の課題を把握している。</p> <p>社会福祉事業全体の動向及び地域のこども子育て支援事業計画の内容に関する経営課題の把握・分析が望まれる。</p>	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	0.0%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	21.4%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	14.3%
	n		64.3%
着眼点	○ 1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
3	コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取組について、法人としては、設備の整備や職員体制、財務状況等の現状分析にもとづき、こども園の園舎建て替えによる財政負担(旧園舎では、防衛省の補助金を活用して電気料金が節減されていたが、新園舎では補助金がなくなる)やアスベスト撤去のために計画が遅れていること等の課題を明らかにしている。財政負担やアスベスト対応等については、理事会を開催して役員(理事・監事等)間で共有されている。処遇改善の財務状況については、職員会議で職員に周知している。</p> <p>園舎建て替え等の経営課題についても職員への周知、及び新園舎移転後の光熱水費の節約に向けて具体的な取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
<b>4</b>	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	7.1%
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。	21.4%
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	7.1%
	n		64.3%
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
		2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
		3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
4	コメント	中・長期的なビジョンを明確にした計画策定については、理念や基本方針の実現に向けたビジョンが、学校経営計画の中の子育て支援計画や地域との連携等に示されている。目標達成のための組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画の策定が望まれる	
<b>5</b>	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	21.4%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	14.3%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	14.3%
	n		50.0%
着眼点		1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
		2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
		3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
		4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
5	コメント	中・長期計画の内容を反映させた具体的で実施状況の評価が行える単年度の事業計画の策定が望まれる。	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	21.4%
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	42.9%
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、単年度の事業計画は、園長が副園長や主幹保育教諭等の意見を集約して案を作成し、法人の2か所の保育園園長と合議を行い、3園の統一様式で3月に策定されている。事業計画の実施状況は、年度末に実績報告書を作成して把握されている。事業計画は職員会議で園長が説明して周知が図られている。</p> <p>事業計画は、職員参画のもとで策定すること並びに事業計画の実施状況について、あらかじめ時期と手順を定めて評価し、評価結果にもとづいた見直しが望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	57.1%
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない	7.1%
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○ 2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	○ 3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	○ 4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		<p>事業計画の保護者等への周知については、事業計画の内容として毎月の避難訓練の実施等を含めた計画書が入園説明会で保護者に周知され、年間行事計画は保護者会で説明されている。事業計画について、毎月の行事は事前に園だよりに掲載し、手紙を配布する等により周知している。</p> <p>行事計画や避難訓練以外の事業計画についても、分かりやすい資料を作成するなど、保護者が理解しやすいような工夫と周知が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>I-4 教育・保育の質の向上への組織的・計画的な取組</b>			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
<b>8</b>	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	14.3%
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	50.0%
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>教育・保育の質の向上に向けた組織的な取組については、教育・保育計画において学校評価計画として、教職員による評価（9月、1月）と保護者による評価（1月）、学校関係者評価（2月）が位置づけられている。学校評価の結果から課題を明確にし、評価結果の公表と課題の改善が明記され、毎年、自己評価を実施している。自己評価結果については副園長が集計・分析し、職員会議で検討する体制がある。教育・保育の質の向上に向けて、学校評価基準に沿った自己評価を実施し、PDCAサイクルにもとづいた取組が行われている。</p>	
<b>9</b>	②	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	14.3%
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	35.7%
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	7.1%
	n		42.9%
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>評価結果にもとづく認定こども園として取り組むべき課題の明確化と計画的な改善策の実施については、学校評価基準に沿った自己評価を実施し、自己評価結果から課題を抽出し、明文化して職員会議で検討し職員間で共有されている。課題改善に向けては、改善方針や改善策が作成されている。改善策の具体的な取組を計画的に実施し、必要に応じて改善策の評価・見直しが望まれる。</p>	



項 目			評価結果
<b>Ⅱ 組織の運営管理</b>			
<b>Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	35.7%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	42.9%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
10	コメント	施設長の役割と責任の職員に対する表明について、園長は、認定こども園の経営・管理に関する考え方について、職員会議で説明している。入園時の園長あいさつや運動会等の行事終了後の保護者への礼状等で、保護者とともに児童の成長を支援することを表明している。園長の役割と責任は、運営規程で園務をつかさどり、所属職員を監督すると規定され、園務分掌表等で職員に周知されている。有事(災害、事故等)や不在時の権限委任については、法人の処務規程において副園長と明記されている。副園長も不在の場合は、園長があらかじめ指名する職員がその事案を代決することが定められている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	21.4%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	35.7%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	7.1%
	n		35.7%
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
11	コメント	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、園長は、労働基準法や個人情報保護法等の遵守すべき法令等を十分に理解し、経理規程にもとづき利害関係者との適正な関係を保持している。法令遵守の観点で、行政主催の研修に参加している。園長は労働基準法の改正にもとづき、職員の年休5日間の取得を実施させている。職員に対して遵守すべき法令等を周知するため、個人情報保護や児童虐待対応等の園内研修を実施している。	

項 目			評価結果
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	35.7%
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	42.9%
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
12	コメント	<p>教育・保育の質の向上に意欲をもち取組への指導力の発揮について、園長は教育・保育の質の現状について、学校評価に取り組み、9月と1月の教職員自己評価や1月の保護者アンケート、2月の学校関係者評価を毎年実施している。評価後は副園長が集計・分析し、職員会議で園長自らも参画して検討する体制がある。教職員自己評価でB評価となった施設整備に関して、子どもたちの健康管理のために旧園舎の老朽化したクーラーを修繕し、仮園舎で使用している。職員の意見を反映するための取組としては、12月に職員アンケートをもとに個人面談を実施している。教育・保育の質の向上について、7月の園内研修で「保育の振り返りと記録」を実施している。</p> <p>教育・保育の質の向上について、更なる指導力の発揮に期待したい。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	14.3%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	57.1%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
		4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
13	コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、法人事務局での調整や職員面談を踏まえて分析している。職員の働きやすい環境整備として、全クラスの担任を2人体制とし、特別支援コーディネーターや一時預かり保育の補助員を配置して職員の増員に取り組んでいる。</p> <p>経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な検討会議等の体制を設置し、自らもその活動に参画することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>Ⅱ-2 人材の確保・育成</b>			
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	14.3%
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	35.7%
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	21.4%
	n		28.6%
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
		2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
		3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
14	コメント	<p>必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組については、認定こども園の施設設置基準にもとづく必要な人材確保や人員体制の確立に関する基本的な考え方としている。人材確保については、ハローワークによる募集や人材派遣センターの紹介等で効果的な採用活動を実施している。</p> <p>教育・保育に関わる専門職の配置や活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画を策定し、計画にもとづいた人材の確保や育成が望まれる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	7.1%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	50.0%
	c	総合的な人事管理を実施していない。	7.1%
	n		35.7%
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
15	コメント	<p>総合的な人事管理については、理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」を明確にしている。就業規則に、職員採用に関しては職種と選考採用の実施が定められている。給与規程で昇給・昇格の基準が定められ、職員に周知されている。園長は、学校評価の教職員自己評価や12月の職員アンケートをもとに、職員面談を年1回実施している。職員の処遇改善のためのスキルアップ研修等について、受講費用の一部を助成し、勤務時間内で研修参加ができるよう配慮している。シフト勤務者への手当支給を行い、子育て中の非常勤職員には、送迎等の育児時間が確保できるようにシフトから外すなどの配慮がされており、働き続けることができる仕組みづくりが整備されている。</p> <p>一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	28.6%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	50.0%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
		7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
16	コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長とし、職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは毎月、出勤簿で把握されている。年1回、職員の健康診断が実施され、園長が毎年、職員と個別面談を実施している。職員の相談等には副園長と主幹保育教諭が対応し、結果は園長に報告している。退職金に関しては独立行政法人医療機構と沖縄県社会福祉事業共済会の2カ所に参加している。産休や育休取得後の休暇明けはシフト変更や短時間勤務等の配慮がある。職員の時間外労働には残業手当の支給や代休で対応し、職員は希望に応じた年次有給休暇の取得ができています。</p> <p>働きやすい職場づくりに向けて、フリー職員の確保を法人に要求しているが、福祉人材や人員体制は中・長期計画に位置づけて取り組むことが望まれる。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	7.1%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	42.9%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	21.4%
	n		28.6%
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
		2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
		3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
17	コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けては、「めざす保育教諭像」として「①すべての園児と温かく触れあい共感できる、②園児の興味・関心を育て豊かな心情の芽生えを大切にする、③園児一人ひとりの個に応じた指導や援助ができる、④園児、保護者、地域から信頼される保育教諭」を掲げて取り組んでいる。職員は年1回、自己評価を実施し、目標を設定して個別面談を受けている。</p> <p>職員が提出している「今年度を振り返って」や園に対する要望等に次年度の目標を追記し、職員一人ひとりに目標項目と目標水準、目標期限を設定させ、年2回の面接の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	28.6%
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	42.9%
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
18	コメント	<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明記し、園内研修は主幹保育教諭が担当して実施されている。研修計画の評価・見直しについては、職員アンケートで「どんな研修を受けたいか」を確認して次年度に反映させ、見直した計画は職員に配布している。保健衛生や安全点検に関する受講希望には、キャリアアップ研修を受講させ、リズムやわらべ歌の指導をしたいとの希望には、地域で実施している講座を受講させている。</p> <p>教育・研修に関する基本方針や計画に、認定こども園として職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示が望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	50.0%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	28.6%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
19	コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況については、履歴書と資格取得証明書により把握している。新任職員等は中堅職員と一緒にクラスを担当させ、必要に応じて副園長や主幹保育教諭による個別のOJTが行われている。実施研修として、園長・副園長や保育教諭、初任者、2年目等の階層別研修や職種別研修、特別支援教育担当や就学支援スキルアップ等のテーマ別研修、中堅教諭資質向上やキャリアアップ研修等が実施されている。外部研修の情報は回覧にして提供し、必要な職員には副園長が声掛けして受講を促し、全員が研修を受講できるように配慮している。外部研修受講者には研修報告書を提出させ、キャリアアップ研修は主幹保育教諭が把握して1科目の受講については補助がある。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	7.1%
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	42.9%
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	7.1%
	n		42.9%
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
		3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
20	コメント	<p>実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組について、実習生等に関わる基本姿勢は、実習指導のあり方としてマニュアルに記載されている。今年度は、新型コロナウイルス対策として、市から「こども園等における各種実習ガイドライン」が通知されている。実習生受け入れについて、子どもには前日と当日に説明し、保護者には園だよりで伝え、守秘義務に関する誓約書は実習先から提出されている。実習生の担当者である主幹保育教諭は、キャリアアップ研修をはじめ多数の研修を受講している。学校側との連携として、実習期間中に一度は担当教師の訪問があり、必要時は主幹保育教諭が学校に電話連絡する体制がある。</p> <p>実習生受け入れマニュアルに、受入窓口や子どもと保護者、職員への事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法、守秘義務等について追記するとともに、実習プログラムの用意が望まれる。</p>	
<b>II-3 運営の透明性の確保</b>			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	21.4%
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	42.9%
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
		5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
21	コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、ホームページ等で、法人と認定こども園の理念や基本方針、教育・保育内容、予算・決算情報が公開されている。苦情・相談の体制や内容について玄関にポスターを掲示している。園長は、こども園建て替えの地域説明会に参加し、法人の理念や基本方針等を説明している。</p> <p>苦情・相談の内容にもとづく改善・対応について公表すること、及び法人の理念・基本方針や「子育て支援計画」、「地域との連携」に関するビジョンについて、こども園で行っている活動等を説明した文書等を作成して地域に向けて配布することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	7.1%
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	35.7%
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	7.1%
	n		50.0%
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
22	コメント	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人として処務規程や経理規程が定められ、経理・取引に関するルールが規定されている。運営規程や処務規程で職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知されている。認定こども園における事務・経理、取引等については内部監査が実施されている。こども園の財務については、毎月、税理士事務所の月次報告を受け、予算の適正な執行について確認している。こども園の事業や財務について、行政による法人監査を受け、監査結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	21.4%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	42.9%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	21.4%
	n		14.3%
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
23	コメント	子どもと地域との交流を広げるための取組について、地域との関わり方についての基本的な考え方は、園経営方針に記載されている。地域では、隣接する複合施設を中心に三世代の世代間交流が実施され、保育園や児童館、小学校や学童クラブ、高齢者施設等との交流が定期的に開催されている。小学校との塀もなく、互いに自由に行き来できる環境である。地域の児童館や学童クラブのお知らせ、病児保育クリニックのポスター等を掲示して保護者に情報を提供し、市の保健便りも配布している。子どもたちは、複合施設の交流事業や児童館の新春餅つき会等に職員と一緒に参加し、老人ホームとの交流もある。ムーチー行事の際は地域住民からサンニン（月桃）の葉が提供され、子どもたちに作り方を教えてくれる人もいる。子どもたちが地域の畑に招かれ、収穫したジャガイモや人参、大根葉等は調理して給食時に提供されている。小学校入学に向けて、近隣保育園の5歳児を対象とした交流会も本園が中心となって実施しているが、今年度はコロナ禍により実施に至っていない。職員は、保護者のニーズに応じて、病児保育をしている病院やファミリーサポートセンター等の社会資源の利用を推奨している。	

項 目			評価結果	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b	
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	28.6%	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	35.7%	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	7.1%	
	n		28.6%	
着眼点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5	学校教育への協力を行っている。	
24	コメント	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢の明確化と体制の確立について、ボランティア受入れと地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢はマニュアルに記載されている。地域の方によるスノコの修理や棚の製作等の協力があり、運動会や卒園式、カレーパーティー等の行事やプールの監視等には保護者がボランティアで協力している。例年は、保護者による読み聞かせボランティアの実施もあるが、今年度はコロナ禍により実施に至っていない。ボランティアの心得については受入れ時に主幹保育教諭が説明している。学校教育への協力として隣接する小学校の6年生を受入れている。</p> <p>ボランティア受入れマニュアルに、登録・申し込み手続及び配置（活動の場）、子どもや保護者、職員への事前説明、実施状況の記録等について追記するとともに、受入れにあたっては誓約書を提出させることが望まれる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	14.3%	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	35.7%	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	7.1%	
	n		42.9%	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
		5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6	家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
25	コメント	<p>認定こども園として必要な社会資源の明確化と関係機関等との連携については、近隣の小学校や保育園、公園、交番、太陽の家、消防署、スーパー等が記載されたお散歩マップを作成して掲示している。散歩時のねらいに「交番の位置を知る」や「太陽の家を意識できるようにする」等が記載され、太陽の家については散歩時に説明をしている。交番のお巡りさんからは不審者情報の連絡があり、こども園の様子を聞きに来園することもある。病児保育クリニックの情報は保護者に提供している。那覇市こども発達支援センターから年2回、配慮の必要な子どもを対象に巡回相談がある。市の発達支援センターが主催して年2～3回開催される合同学習会（市内のこども園と保育園対象）に、特別支援担当職員が参加している。特別支援教育については、園内支援体制として教育委員会や小学校、特別支援学校、子ども教育保育課、保育所、児童相談所、医療機関等との連携が明記され、職員間で情報を共有して支援に取り組んでいる。家庭での不適切な養育（虐待）等が疑われる子どもへの対応については、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議に参加している。</p> <p>着眼点5については、地域に適当な関係機関があり、対象外とする。</p>		



項 目			評価結果
Ⅱ-4-(3) 地域の教育・保育向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	21.4%
	b	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	14.3%
	c	地域の具体的な教育・保育のニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	21.4%
	n		42.9%
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の教育・保育のニーズや生活課題等の把握に努めている。	
26	コメント	地域の教育・保育のニーズ等を把握するための取組については、地域の児童館や学童クラブから情報が得られ、那覇市からは地域内の入園対象児のリストが送られてくる。一人親世帯が多い地域であることを把握しており、地域の保護者の相談には法人保育園の相談支援センター「むるが家」を紹介し、利用につなげることもある。現在、「むるが家」との連携を検討しており、隣接する小学校の不登校児童などのクールダウンの場として園を提供し、職員が児童と一緒に登校する等の援助をすることもある。近隣の複合施設の交流事業や児童館の新春餅つき会等に参加し、老人ホームとの交流もあるが、今年度はコロナ禍のため、地域との交流活動が少ない。 地域の教育・保育のニーズ等を把握するための関係機関との更なる連携や地域住民との交流活動等が望まれる。	
27	②	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	21.4%
	b	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	14.3%
	c	把握した地域の具体的な教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	21.4%
	n		42.9%
着眼点	1	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	2	把握した教育・保育ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	4	認定こども園(法人)が有する教育・保育の提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
27	コメント	地域の教育・保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、地域の社会資源としての役割を踏まえ、認定こども園が有するノウハウや専門的な情報を地域に還元する講演会等の開催や地域のまちづくりなどへの協力、災害時の地域や行政との連携等が望まれる。施設として、社会貢献に関わる具体的な取組が望まれる。	

項 目			評価結果
<b>Ⅲ 適切な教育・保育の実施</b>			
<b>Ⅲ-1 利用者本位の教育・保育</b>			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	14.3%
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	57.1%
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1	理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
		8	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
28	コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育について共通理解するための取組に関しては、児童憲章を尊重し、児童の豊かな人間形成と保護者や地域のニーズをとらえて、地域に開かれた園づくりに取り組むことを理念・基本方針に明示し、職員の理解と実践のための倫理綱領が策定されている。子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が教育・保育計画や月案等に反映されている。児童虐待対応に関する研修を実施している。外国籍の児童に対する差別的な言葉や態度を見逃さず、遊びなど子ども同士の関わりの中で互いの言語を習得していく支援をしている。服装選び等に対しては個性を尊重し、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。</p> <p>子どもの人権や文化の違い、お互いを尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者の理解を図る取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	35.7%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	42.9%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、教育・保育に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、教育・保育の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
29	コメント	<p>子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育の実施について、排泄時にトイレに間に合わなかった場合など、他の子どもたちに知られないよう配慮し、着替えは、各自の椅子を使って裸にならずに行うよう指導している。仮園舎に移り、カーテンが設置できないため、ロッカーやパーテーションの配置を工夫して外から見られないようにしている。小便器を使えない男の子には、女子トイレを使用できるよう、子どもたちに説明して対応している。</p> <p>作成されている子どものプライバシー保護マニュアルの内容が、個人情報保護方針となっている。この項で求められている内容「他人の干渉を許さない、各人の私生活上の自由、羞恥心への配慮等」に関する内容として整備すると共に、保護者に対してプライバシー保護に関する取組の周知が望まれる。</p>	
III-1-(2) 教育・保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	35.7%
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	35.7%
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	14.3%
	n		14.3%
着眼点		1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
30	コメント	<p>利用希望者に対する認定こども園選択に必要な情報の提供については、イラストや表を使ってわかりやすく作成された「園のしおり」を園の紹介資料としている。園の利用希望者には、園長や副園長、主幹保育教諭が個別に説明し、見学にも対応している。「園のしおり」は今年度見直されている。</p> <p>パンフレットの作成を検討中であることから、パンフレットには理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を明記し、公共施設等に設置することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	42.9%
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	21.4%
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
31	コメント	<p>教育・保育の開始・変更にあたっての保護者等への説明について、入園時には重要事項説明書と入園のしおりで説明し、同意書を得ている。教育・保育の変更時はその都度、説明している。説明用の資料は今年度、保護者等がわかりやすいように見直している。説明にあたっては教育・保育の目標や園の様子をパワーポイントを使って紹介している。持ち物等については、園児が使っている実物を用意して説明している。外国籍の保護者等、配慮が必要な場合は翻訳アプリを活用し、英語の教師免許取得者が同席することもある。ゆっくり話して理解してもらう必要がある場合は、1対1で対応し、説明したことを理解できたかを確認するよう努めている。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	35.7%
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	28.6%
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点		1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
32	コメント	<p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性への配慮について、卒園時は指導要録と学籍の記録を小学校に提出し、転園時は指導要録の写しを送付し、口頭で転園先に情報を提供している。こども園の利用が終了した後の相談担当者はクラス担任となっている。</p> <p>認定こども園等の変更にあたっての教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、手順に沿って認定こども園の利用が終了した後の相談方法や担当者について説明し、その内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	
着眼点	○	1 日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
33	コメント	<p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みの整備と取組について、職員は、登園時の様子等を観察し、保護者に声をかけて親子の様子を確認し把握するように努めている。年1回、保護者アンケートを実施し、主幹保育教諭が集計・分析を担当し、職員会議で検討することになっている。保護者からの「園外活動時に不安がある」の声には、散歩時の記録を作成して安全面に気をつけている。年2回の個人面談や保護者懇談会も利用者満足度を把握する機会とし、保護者総会や保護者役員会には園長と副園長が参加している。今年度はコロナ禍のため、入園式後の懇談会をはじめ中止になった行事がある。運動会も中止になったが、「子どもたちの頑張っている姿を保護者に見せたい」という職員の意向で、生活発表会に運動の要素（リレーやフラフープ、縄跳び等）を取り入れた表現の場を設け、隣接する小学校の体育館を借りて実施している。その取組の中で、子どもたちは各クラスで意見を出し合い、リレーの走る順番等も考え工夫して臨み、当日の盛り上がりは保護者から高い評価を得ている。</p>

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	21.4%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	64.3%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	7.1%
	n		7.1%
着眼点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
		6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○	7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
34	コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立と周知・機能については、苦情解決責任者を園長、苦情解決受付担当者を副園長とし、第三者委員を2名選出して苦情解決の体制を整備している。玄関前には苦情相談対応窓口を表示した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱の横には記入用紙とペンを設置している。保護者には苦情対応を記載した重要事項説明書を配布して説明するとともに保護者アンケートも実施されている。5歳児の保護者からの小学校との合同運動会が、開催時に雨天となり予定していたかけっこが中止されたのを受けて「かけっこが見たかった」との複数の声を反映し、姉妹園の「あじゃ保育園」でかけっこに参加している。保護者からの「子ども間のトラブル」や「予定日以外の子どもの水遊びの実施」等に関する苦情等については、受付や記録を整備して対応結果は保護者に報告されている。</p> <p>苦情内容及び解決結果については、保護者等のプライバシーに配慮した上での公表が望まれる。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	28.6%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	42.9%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	14.3%
	n		14.3%
着眼点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。
35	コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者への周知については、意見箱を設置し、保護者が相談できる相手として苦情相談窓口や第三者委員、沖縄県福祉サービス適正化委員会の連絡先が記載されたポスターが掲示されている。重要事項説明書に苦情対応窓口等を記載し、園のしおりにも相談や面談の希望には随時対応できることが記載されている。保護者が相談や意見を述べやすい環境整備としては、相談内容によってはプライバシーに配慮して事務室で対応している。</p> <p>重要事項説明書への沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先等の追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	35.7%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	42.9%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
		6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
36	コメント	<p>保護者からの相談や意見への対応については、苦情相談対応窓口や意見箱を設置し、「苦情相談解決対応マニュアル」が整備されている。職員は保護者が相談しやすく、意見を述べやすいよう送迎時は保護者とのコミュニケーションに努めている。保護者から「子ども間のトラブルによる保護者間の関係性」や「子どもの気になる言動や行動」等に関する相談や意見等が寄せられ、保護者や子どもの理解を図るため取り組んでいる。「子どもを迎えて欲しい」との要望には、保護者の事情に配慮して対応した事例がある。保護者からの相談や意見等に対し、職員の対応が困難な場合は、マニュアルに沿って主幹保育教諭や副園長、園長に相談して対応し、定められた様式に記録している。</p> <p>マニュアルへの相談内容の検討会議と記録の作成についての追記、及びマニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な教育・保育の提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	14.3%
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	57.1%
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
		3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
37	コメント	<p>安心・安全な教育・保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制に関しては、危機管理マニュアルとして緊急対応、不審者侵入対策、熱中症対応や災害対応等のマニュアルが作成され、防災の最高責任者を園長としている。安全年間計画が作成され、交通安全指導や防災計画にもとづいて毎月の避難訓練と安全点検等が実施されている。施設内の安全点検は安全管理チェックリストに沿って毎週1回、クラス毎に実施され、施設内外の遊具類は主幹保育教諭が担当し安全点検簿で確認している。安全点検の結果にもとづいて、床にマットを敷き、棚の角や洗面台の淵をガードする等、事故防止策が施されている。鉄棒からの落下事故発生時は、事故報告書を作成し、職員会議で再発防止策を検討して職員に周知され、事故防止及び事故発生時の対応についての職員研修も実施している。</p> <p>子どもの安心と安全を脅かす事例を収集し、収集した事例について職員参画のもとで発生要因を分析し、改善策や再発防止策の検討・実施の取組が望まれる。</p>	



項 目			評価結果	
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	42.9%	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	42.9%	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	7.1%	
	n		7.1%	
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	
		6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7	保護者への情報提供が適切になされている。	
38	コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制整備と取組については、職務分掌で保健担当を副園長と主幹保育教諭とし、防災の最高責任者を園長としている。感染症対応マニュアルとして市の感染症予防マニュアルと新型コロナウイルス感染症ガイドラインを整備している。保健担当の副園長と主幹保育教諭が、会議で感染症の種類別の対応策を職員に配布して周知している。電話の側には、保護者からの問い合わせ等に対応できるように感染症発生時の対応マニュアルを掲示している。新型コロナウイルス感染拡大防止に向けては、毎朝、職員や子どもたちの検温を実施し、マスク着用と手指消毒、手洗い後のペーパータオルの使用、オモチャやマットの消毒等、感染症の予防策が講じられている。園内で感染症が発生した場合は、主幹保育教諭が発生人数を集計して朝・夕の発生人数を玄関に掲示するとともに文書で保護者に通知している。</p> <p>感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>		
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	42.9%	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	42.9%	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	7.1%	
	n		7.1%	
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。	
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
		4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○	5	防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
39	コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取組については、災害時の対応体制として園長を総指揮隊長とした自衛消防隊が設置されている。災害対応マニュアルとして火災・地震・津波対策、不審者対策を整備し、地域の安全マップも作成されている。安全年間計画や避難実施計画が作成され、毎月、火災や地震発生等を想定した避難訓練を実施している。園のしおりに台風時の「休園・登園の判断基準」を掲載し、重要事項説明書に火災・地震発生時は小学校運動場、津波警報時は天久ちゅらまち公園が避難場所になっていることを記載して保護者に説明し、緊急時は園から一斉メールで連絡することとしている。例年は、消防署と連携して小学校や地域の複合施設等と合同での災害避難訓練の実施もあったが、今年度は、仮園舎への移転やコロナ禍により実施には至っていない。小学校の教諭と保育教諭が避難経路に沿って天久ちゅらまち公園までの散歩を体験し、緊急避難に備えて子どもたちにも周辺公園への散歩を実施している。</p> <p>災害発生に備えた食料や備品等の備蓄リストを作成し、管理者を決めた上で7日分の食料の確保が望まれる。被災時においても教育・保育を継続するための必要な対策を含めた防災計画を整備し、地域の自治会等と連携した体制をもって訓練を実施することが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
<b>Ⅲ-2 教育・保育の質の確保</b>			
Ⅲ-2-(1) 提供する教育・保育の標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	28.6%
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	35.7%
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
		3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
		4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
40	コメント	<p>教育・保育に関する標準的な実施方法（マニュアル）の文書化については、苦情・相談解決対応マニュアルや危機管理マニュアルとして緊急時対応や災害（火災・地震・津波）対策、感染症予防やアレルギー対応等のマニュアルが整備されている。食育マニュアルや感染症予防マニュアル、教育実習・保育ボランティアマニュアル等には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。マニュアル類は職員室に設置して閲覧できるようにしている。日課活動は、季節やその日の天気によって、朝の会を夏の虫捕りに変更する等、柔軟に対応している。例年は舞台で行う生活発表会が小学校の体育館に変更し、運動を取り入れたプログラムを構成して開催されている。</p> <p>標準的な実施方法についての研修の実施、及び標準的な実施方法にもとづいて実践できているかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	14.3%
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	35.7%
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	14.3%
	n		35.7%
着眼点		1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
		2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
		4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
41	コメント	<p>標準的な実施方法を見直す仕組みの確立について、現在、整備されている災害（火災・地震・津波）対応マニュアルや食育マニュアル等は、こども園での対応内容ではなく、保育園での対応内容になっている。危機管理や指導計画作成マニュアル等には、趣旨や概要が記載されている。標準的な実施方法は、手順書としての適切な内容となるような検討・整備、及び定期的な検証・見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより教育・保育実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	14.3%
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	50.0%
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	7.1%
	n		28.6%
着眼点	○	1 指導計画策定の責任者を設置している。	
		2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
		3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○	5 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
		6 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な教育・保育の提供が行われている。	
	○	9 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
42	コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の適切な策定については、年間指導計画や月間計画、週・日案が作成され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立していないが、新入園児面接時に「幼児生活票」を使用し、その裏面で身体発育状況や生活面、予防接種状況、障害の有無、罹患状況について確認するとともに、別紙新入園児面接資料(4・5歳児用)により子どもの状態を把握している。特別な支援を必要とする園児については保護者から「個別の教育・保育支援計画Ⅰ(家族構成、健康状態、生育歴、検査歴、相談歴関係機関との連携)」について提出してもらい、那覇市発達支援センターから派遣される心理相談員等の年2回の巡回指導により、個別の教育支援計画が作成されている。計画には長期目標(子ども園終了)と短期目標(学期)、実施状況、次年度引き継ぎ事項が設定されている。教育・保育実践を振り返り、評価が行なわれている。支援困難ケースへの対応については担当と主幹保育教諭、副園長が行っている。5歳児の週・日案は幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を反映して作成されている。</p> <p>指導計画の作成にあたっては、アセスメントによる課題の協議や目標の合議等のアセスメント手法の確立が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	14.3%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	35.7%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	14.3%
	n		35.7%
着眼点	○	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
		3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○	5	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
43	コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画見直しの手順が明文化され、週案会議で週計画と月計画の評価・見直しを実施し、次の計画に反映させている。週案は毎週木曜日に園長と主幹保育教諭、担任、支援担当で検討してクラスごとに周知し決裁に回している。月間指導計画は毎月最後の週案会議で月の反省をし、翌月の計画を見直している。年計画や全体的な計画の見直しは手順を作成して年度末に数回、実施している。</p> <p>計画を緊急に変更する場合等に関しては、戸外遊びについては、その日に週案に変更されている場合もあるが、統一性は見られない、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 教育・保育実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	35.7%
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	21.4%
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	7.1%
	n		35.7%
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
44	コメント	<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と共有については、子どもの発達状況や生活状況等は、認定こども園が定めた統一した様式に記録され、記録内容や書き方に差異が生じないように工夫している。指導要録を作成する基礎資料として、教務手帳を使用して一人ひとりの記録を残している。個別の指導計画として、支援を必要とする子どもについては、指導計画にもとづいて、一人ひとりの状況が日々記録されている。情報の共有については、伝達事項は毎月の職務会で口頭により周知している。月間指導計画や週案の情報共有については、検討会議後に次の計画を印刷して配布している。クラスの振り返りや次の指導計画への反映について他のクラスと共有する体制については、週案会議や職員会議で行っている。</p> <p>情報の流れについては、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みの整備に期待したい。</p>	

項 目			評価結果	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	28.6%	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	42.9%	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	7.1%	
	n		21.4%	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。	
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
45	コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制の確立について、個人情報保護規程や運営規程で保管や保存、情報開示に関する事項が定められている。個人情報の利用制限や漏洩、滅失等への適正管理については、個人情報保護規程で規定されている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いについては「個人情報の守秘義務について」の研修を実施し、職員会議で注意喚起している。園長は、入園説明会で保護者に個人情報の取り扱いについて説明し、「安謝こども園における個人情報利用目的の使用同意書」を提出させている。</p>		
<b>A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育</b>				
A-1-(1) 子どもの権利擁護				
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
判断基準	a		子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	21.4%
	b		—	21.4%
	c		子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	35.7%
	n			21.4%
着眼点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
46	コメント	<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、子どもの権利擁護に関するガイドラインが整備され、職員の理解が図られている。人を傷つける言葉や行動に対しては、子どもたちに指導することを検討し、実施されている。園長は日々の保育において子どもの変化（身体の痣、服の汚れ、欠食等）には注意を払うよう職員を指導している。子どもの権利に関しては児童虐待対応等の園内研修を実施している。</p> <p>子どもの権利擁護のガイドラインが策定されているが、権利侵害を発見した場合の対応や虐待防止等について、沖縄県発行の「子どもの虐待に対応する関係機関の手引き」を参考に、ガイドラインへの項目の追記に期待したい。</p>		

		項 目	評価結果
<b>A-2 教育・保育内容</b>			
A-2-(1) 全体的な計画（教育課程を含む）の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	b
	判断基準	a 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	50.0%
		b 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	21.4%
		c 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	7.1%
		n	21.4%
	着眼点	○ 1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
		○ 2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
		○ 3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
		○ 4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
		○ 5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
		○ 6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
		○ 7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
		○ 8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
47	コメント	<p>全体的な計画には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標が位置づけられている。教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程や教育・保育時間、特色ある教育及び保育、小学校との連携、家庭との連携、地域との連携、特別支援教育・保育の他、健康、食育、環境、災害、子育て支援、学校評価、研修計画、自己評価などで作成されている。全体的な計画の見直しは、2月に主幹保育教諭を中心に使用中の計画を検証し、職員全員で検討する方針となっている。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成されている。</p> <p>全体的な計画の食育・災害等の欄への食育計画や安全計画の追加、及び全体的な計画の自己評価の実施、並びに保護者に対する指導計画の周知・説明が望まれる。</p>	

		項 目		評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開				
48	A③	①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	28.6%
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	50.0%
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	7.1%
		n		14.3%
	着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
		○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
		○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
			4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
		○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
		○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
48	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備については、室内には温度、湿度計が設置され、エアコンや扇風機で温度調整している。園内外の設備用具については、机や椅子等は毎日消毒し、遊具は、日々の消毒や週1回など、遊具によつての消毒頻度が分けられている。施設の清掃等は職員が実施している。仮園舎における安全管理については、16項目のチェック表を用いて安全管理を行っている。教育・保育室内は十分とは言えない広さの中で、棚の配置や遊具の設置場所等細やかな工夫や配慮があり、危険個所には安全カバーを張るなどの配慮がされている。一人ひとりの落ち着ける場としては、仮園舎のなかで教室全体にマットを敷き詰めて、一角には小さなソファが設置され、一人の子どもが座れる隠れ家的人気の場所の工夫がされている。食事終了後はテーブルを片付け、ふき掃除をした後にくつろぐ場を確保している。トイレは男女別で、ドアも設置され、洋便器が1基増設されている。教室とトイレが離れているため、その都度保育教諭が付き添う配慮がされている。手洗い場は保育室に直結し、蛇口が12か所あり使いやすい状況にある。</p> <p>園児数からするとくつろいだり落ちつける場は十分とは言えず、新園舎に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	42.9%
	b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	28.6%
	c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
49	コメント	<p>一人ひとりの子どもの受容と子どもの状態に応じた教育・保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め、一人ひとりに合わせた工夫や配慮がされている。4歳児では「なわとび」などに興味を示しているが、「むずかしい」「できない」と言ってチャレンジしようとする子に対しては、子どもの気持ちを受け止めながら、皆と一緒にチャレンジする楽しさを味わえるように支援し、一人でできない子には保育教諭と一緒に寄り添って励まし対応している。5歳児では「二重跳びが出来るようになりたいと、難しい技に挑戦し続けている子」や「コマを誰が長く回せるか勝負をしている姿」、「公園で大きなバッタを捕まえた時の喜ぶ様子」等が記録されている。支援を必要とする子が、「困っていることを近くにいる保育教諭に伝えられるようになってきた」との記録からは、保育教諭が子どもの気持ちを汲み取ろうとする姿がうかがえる。小学校での給食時間に合わせて食べられるような支援をしているが、せかず言葉を不要に用いない配慮をしている。子どもが自分の思いを保育の中で表現することができるよう、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。</p>	



項 目			評価結果		
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	35.7%	
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	42.9%	
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%	
		n		21.4%	
	着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
		○	4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
50	コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、「基本的生活習慣の取組」について、あいさつと食事、排泄、清潔、休息、片付けの6項目を掲げ、それぞれにねらいと指導上の留意点が明示されている。指導計画の週案に基本的生活習慣の項目を設定している。4歳児では、4月の目標は「元気よく挨拶や返事をする。ハンカチやタオルでふき取ったり、着替えをする。手洗いやうがいをする」と設定されている。2月の目標では「季節の変わり目に気づき、上着を羽織って体温調節をする。食事のマナー（座り方、食器の持ち方、食べ方）を一つひとつ子どもたちと確認しながら習慣付けられるようにする。排せつは寒くなり間隔の短い子がいるのでタイミングを確認し知らせる」となっている。5歳児の基本的生活習慣として、4月の目標は「元気よく挨拶や返事をする。朝の支度の仕方。トイレの使い方（スリッパを並べる）。手洗いやうがいの仕方」となっている。2月の目標には「室内では必ずマスクを着用する。自分の持ち物は決められた場所に置く」となっている。就学に向けては、1月から元気カードを作成し、「早寝、早起き、朝ご飯、忘れ物しない、早登園、あいさつ」の6項目について毎日チェックすることで基本的生活習慣の定着に向けて保護者の協力を得て取り組んでいる。毎日、元気カードを付けることで基本的生活習慣を身につけることの大切さを子どもたちが理解できるように働きかけている。</p>			

		項 目		評価結果	
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a	
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	28.6%	
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	50.0%	
		c	子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	7.1%	
		n		14.3%	
	着眼点	○	1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○	2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○	6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○	7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○	8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
51	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境整備と子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育の展開については、外遊びの場は現在、小学校の中庭と運動場を使用している。4歳児と5歳児の遊びの場が重ならないよう交代で外遊びを実施している。4・5歳児共通の外遊びは、固定遊具(ブランコ、滑り台、鉄棒)と、スクーター、なわとび、三輪車、フラフープ、ぼっくり、マット、泥団子作り等があり、室内遊びは、ままごと、折り紙、レゴ、ブロック類、お絵描き等が環境として整備されている。</p> <p>4歳児は、週のねらいとして「遊びの中で、年長児や友達と関わりながら一緒に試したり工夫したりして遊びを進め、体を動かして遊ぶ楽しさを味わう」を掲げ、活動を支援するための環境を整備している。共通遊びに加えて外遊びは、ボール遊びやハンターごっこ等、室内遊びは、ボタン遊びや新聞、制作遊び、パズル、大型ブロック等、正月遊びとして、コマやカルタ等の環境を整備している。記録には、「図鑑をもって公園に行き、草花や虫を調べ、子どもたちが草花や虫に興味を持つようになった」との記載がある。</p> <p>5歳児のねらいとして「友達と一緒に目標に向かって繰り返し遊びに挑戦し、できた満足感を味わう。いろいろな運動遊びに自分なりの目標をもって取り組み、体を動かす楽しさを味わう。文字や数字に興味、関心を持ち、生活や遊びを進める楽しさを味わう」を掲げ、戸外遊びとしては共通遊びに加えて大縄跳びや竹馬、やっこ、ドッジボール、サッカー、リレー、かけっこ等による活動があり、公園では昆虫探しをしている。室内遊びでは、廃材遊びやパズル、ドミノ、ワミー、ラキュー、大工さん等に加え、文字や数字に興味関心を持つ遊びとして、線遊びや郵便屋さんごっこ等の環境に配慮している。生活や遊びの場面で子どもの気持ちを受け止め、子どもが様々な表現活動を楽しめるように工夫している。食育として敷地の一角にプランターや土のう袋に大根やニンジン、ジャガイモ、玉ねぎ、ブロッコリー等が植えられ、子どもたちが毎日水やりをしている。</p> <p>コロナ禍の中、仮園舎において子どもたちが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びに細心の配慮や工夫をしているが、新園舎での更なる環境整備に期待したい。</p>			

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児期の園児（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	
	着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
52	コメント	0歳児が在園していないため、評価対象外である。	
53	A⑧	⑥ 満1歳以上3歳未満の園児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
		n	
	着眼点	1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		6 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
53	コメント	1・2歳児が在園していないため、評価対象外である。	

		項 目		評価結果
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	35.7%
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	42.9%
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n		21.4%
	着眼点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
54	コメント	<p>3歳以上児の教育・保育における養護と教育の一体的に展開される環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、4歳児では、「ぼっくりが上手になった子どもたちが競争する話になったが、参加人数分のぼっくりが足りないということで、他の方法として、男の子2人がフラフープを並べてコースを作り、みんなでぼっくりコースを楽しんでいた」、「女の子2人がお母さん役と赤ちゃん役になって遊んでいて、赤ちゃん役の子が泣き真似を始めたら、男の子が近づき”お医者さんです。どうしましたか”と診察を始めた。お医者さん役は”大変だ！コロナになっている。救急車を呼ばないと！”と周りの友達に聞こえるように”赤ちゃんがコロナです。救急車をお願いします”と声をかけ、その声を聞いた男の子2人が”救急車です。病院に連れていきます”とお母さん役と赤ちゃん役をその場で横にして注射をし、コロナ治療をしていた”等の記録がある。友達と楽しみながら遊びや活動に取り組んでいる場面に保育教諭が適切に関わっている。</p> <p>5歳児では、一人の子が給食後に「スイカの種、家に持って帰りたい」と話したことで「種を持ち帰ってもいい事、他の種も園に持ってきてもいい事」を話した結果、子どもたちがいろんな種を持ちよってブームになった。種の写真と実物を掲示し、種コーナーを設け、朝の会や帰りの会で、種に関するクイズを出す機会を設けた。プラムの種を持ってきたら、他の子どもから「プラムって何？」との質問が出たので、次の日に写真を見せたが、わからない様子。園でプラムを準備して切って見せると、プラムを初めて見る子もいて、種に関心を深める機会となった。「スイカの種を植えたい」とのことで、プランターと濡れたティッシュの両方に植えて観察したら、芽が出る様子がよく見えて、その生長に子どもたちからも「すごい」と歓声があがった。これらの経験を通して、子どもたちの種への関心がさらに高まり、コーナーに図鑑や絵本を数冊置いたところ、自分たちでも絵本を見つける姿が見られたとの記録がある。ひとりの子どもの発想から一連の取組への展開が保育教諭による適切な関わりとして行われている。これらの一連の様子は、迎えの時に保護者等に伝えている。</p> <p>着眼点1は3歳児が在園していないため非該当。</p>		

項 目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	50.0%
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	42.9%
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
	n		7.1%
着眼点	○	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
	○	2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
	○	3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
	○	4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
	○	5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
	○	7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
	○	8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
55	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮として、建物設備については洋便器やスロープが設置され、支援児を受け入れるための必要な環境整備に配慮されている。特別支援コーディネーターとして副園長が位置づけられ、担当職員は研修を受講している。特別支援児への対応として項目が指導計画の週案に明示されている。今年度2人の支援児が在籍し、支援担任が個別の教育保育支援計画を作成している。計画内容として、実態や伸ばしたい点、支援が必要な点、長期目標、短期目標、次年度引き継ぎ事項の記入欄がある。計画にもとづいてこどもの特性に応じた指導・援助が行われ、具体的な支援内容が記録されている。子ども教育保育課からの派遣による心理専門員による年2回の巡回指導を受けている。支援児のかかわり方や保護者からの相談にも対応している。今年度は、1人が隣接する小学校の特別支援学級への入学が決定している。他の保護者への障害のある子どもの教育・保育に関する情報は、重要事項説明書に発達支援児保育の実施が記載されている。</p>	

項 目			評価結果
56	A⑪	⑨ 在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	28.6%
	b	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	42.9%
	c	在園時間の異なる子どもための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	7.1%
	n		21.4%
着眼点	○	1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2 在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5 在園時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9 1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
56	コメント	<p>在園時間の異なる子どもための環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮について、現在は、小学校での仮園舎で一つの教室を3クラスで使用している状態にあり、朝は7時30分から受け入れ、夕方は16時15分から合同保育として遅番職員が関わって迎えてもらっている。土曜日の朝は、時差勤務の職員が、隣接する同法人の保育園で受け入れ、8時30分頃こども園に揃って登園している。室内は全体にマットが敷かれゆったり過ごせる環境であり、職員室の一角に畳一枚が設置され活用されている。延長保育や一時預かり保育の計画が作成され、今年度は2月と3月に1カ月単位の申し込みがある。延長保育の場合はおやつが用意されている。登園の早い子どもや延長保育を利用する子どもの様子や保育教諭の引継ぎについては、連絡簿に記録され、保護者やクラス担任に伝える体制になっている。1号認定子どもの長期休暇後の活動内容については指導計画に沿って休み明けも実施し、体調への配慮をしている。</p> <p>在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境への配慮が望まれる。</p>	

項目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a 小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	42.9%
		b 小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	28.6%
		c 小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	7.1%
		n	21.4%
	着眼点	○ 1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
		○ 2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との接続を図っている。	
		○ 5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
57	コメント	<p>小学校との接続、就学を見通した計画にもとづく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との接続が位置付けられ、隣接する小学校との接続計画として、接続期カリキュラムが9月から3月の期間で作成されている。昨年度は合同の避難訓練（不審者、火災時、地震・津波時）と5年生との給食交流会、1年生クラスの授業参観、運動会の合同開催を実施している。教員との連携については、小学校の月1回の職員会議や週1回の職員朝礼に園長や副園長が参加し、1年担任との情報交換、「保こ小連絡会」には副園長や5歳児担当が参加し、「保こ小連携年間指導計画」が作成されているが、今年度はコロナ禍のため交流は中止されている。昨年の10月から園舎改築のため仮園舎として小学校の教室を借用して教育・保育が実施されている。中庭や運動場は共用する状況にあり、6年生が毎朝、園庭を清掃し、校長先生や関係する先生方も立ち寄って下さるなど、これまで以上に小学校との近親感が感じられる状況にある。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた個別面談等を通して支援している。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の視点にもとづいた「こども園児指導要録」を作成し、各小学校に引き継いでいる。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	35.7%
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	35.7%
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	14.3%
	n		14.3%
着眼点	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	
	○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	
	○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	
	○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○ 6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	
		7 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
58	コメント	<p>子どもの健康管理については、入園時の説明会や個別面談等で入園前の状況と身体発育状況、既往歴、予防接種状況等を把握して「幼児生活票」に記録している。日々の子どもの健康状態は、登園時の観察や家庭での朝の検温表で把握している。子どもの怪我や発熱等の体調変化時は、保護者に連絡して迎えに来る迄は職員室で観察し、緊急時は病院受診も対応している。帰宅後は、保護者に電話等で経過を確認している。保健計画が作成され、毎月の身体測定と年2回の内科・歯科健診が実施され、視力検査や蟻虫、尿検査が実施されている。園のしおりや重要事項説明書に感染症やアレルギー対応、与薬等の取り扱いや緊急時の対応方法等、子どもの健康に関する方針を記載し、入園時に保護者に説明している。毎月、市の保健だよりも保護者に配布されている。</p> <p>子どもの適切な健康管理に向けて、健康管理マニュアルの作成が望まれる。</p> <p>着眼点7と8は乳幼児が在籍していないため対象外。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	b
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	50.0%
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	28.6%
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○ 3	家庭での生活に生かされるよう教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
59	コメント	<p>健康診断・歯科健診結果の教育・保育への反映については、嘱託医による内科と歯科健診を年2回実施し、結果は幼児健康診断票に記録されている。診断結果は職員に周知するとともに保護者にも報告されている。内科健診で気になる結果が出た場合や歯科健診で虫歯等が発見された場合は、保護者に病院受診を促し、治療終了後は幼児健康診断票に記録している。歯科健診後は家庭での歯磨き習慣が身に付くよう支援している。</p> <p>健康診断や歯科健診の結果を集計・分析し、保健計画及び教育・保育に反映させることが望まれる。</p>	



項目			評価結果		
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	
	判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	64.3%	
		b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	28.6%	
		c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	7.1%	
		n		0.0%	
	着眼点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
		○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
			5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
		○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
60	コメント		<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの対応については、市作成の食物アレルギー対応マニュアルが整備されている。アレルギーのある子どもの保護者には、医師の指示書（生活管理指導表）や食物摂取（除去食）に関する同意書を提出させている。生活管理指導表は、給食を提供する法人内保育園の調理員にも配布し、栄養士や調理員、園長等で構成する給食会議で除去食や代替食の検討をしている。食育計画にアレルギーについての家族との連携を位置付け、毎月、栄養士が作成した翌月の献立表を保護者に配布し調理員と双方で確認している。調理室では、「保育所におけるアレルギー対応の基本マニュアル」に沿って除去食や代替食が調理され、他の子どもの食事と混同しないように個別の容器にアレルギー名を表示して配送している。園では模様のついた皿等を使用し、アレルギーのある子どもの食事から配膳してテーブルを離す等、他の子どもとの相違に配慮している。今年度は、卵と甲殻アレルギーの子どもが2名いるが、対応薬の必要はないとのことである。慢性疾患のある子どもは在籍していない。</p> <p>保健計画へのアレルギー対応の位置づけや全職員へのアレルギー疾患及び慢性疾患等の理解に向けた研修の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	42.9%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	42.9%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	14.3%
	n		0.0%
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
61	コメント	<p>食事を楽しむことができる工夫として食育年間計画が作成され、全体的な計画や毎月の指導計画等に食育を位置付けて取り組んでいる。食事は各クラスで摂り、平常時は4人グループで会話を楽しみながら食べているが、コロナ禍でテーブルを正面向きにしている。食事は法人の保育園から配食され、玄関には献立名と給食サンプル（アレルギー食も）が展示されている。献立は1号認定児と2号認定児用に分け、2号認定児にはおやつメニューが追加され、土曜日以外は手作りおやつを提供している。保護者には、献立表に「冬野菜の効能」や「春の七草」等を紹介し配布している。食事量は子どもが達成感を味わえる分量にし、偏食のある子どもが少量から始めて徐々に全量摂取できるようになった事例がある。食器は陶器を用意し、大切に取り扱いやすい食器の正しい持ち方や使い方をイラストにして掲示し、食事マナー等も身につくよう配慮している。食育年間計画に栽培や調理活動を位置付け、園庭では季節に合わせてゴーヤーやシイタケ、大根等を植え、油かすや水やりをして育て、収穫した野菜は調理して給食で提供している。地域の畑で野菜の収穫や芋掘り体験を実施する等、子どもたちが食に関心が持てるよう取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果	
62	A⑰	②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a		子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	50.0%
	b		子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	50.0%
	c		子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
	n			0.0%
着眼点	○	1	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
62	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供について、アレルギーのある子どもには除去食や代替食で対応し、体調が気になる子どもにはお粥を提供することもある。検食は園長と副園長、主幹保育教諭が交代で行い、日誌に記録し、残食状況は副園長が把握している。毎月、栄養士や調理員、法人内の3保育園の園長や副園長が参加して給食会議を開催し、子どもたちの喫食状況を報告し、残食の多い献立の改善策やアレルギー対応食等の検討が行われている。ひな祭りやクリスマス等の食事は、季節や行事に配慮した献立にし、郷土の食文化を取り入れ、毎月第3木曜日は「うちな〜料理の日」としてクーブイリチーやトゥンジージュージー等が提供されている。食事は、法人内保育園からの配食で、調理室では「食中毒発生時における予防と対応マニュアル」を整備し、職員の毎日の健康チェックや毎月の検便等が実施され衛生管理がなされている。食器は園内で用意し、お湯使用の食洗器と殺菌対応の食器保管庫が活用され、飲み水は浄水器が設置されている。</p> <p>調理員や栄養士等による子どもたちの喫食状況の見学・交流等が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
<b>A-3 子育て支援</b>			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	50.0%
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	28.6%
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	7.1%
	n		14.3%
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
63	コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携について、保護者との日常的な情報交換は、送迎時の対話を中心に行い、支援を要する子どもの保護者には手紙で個別に連絡することもある。教育・保育内容等について、保護者の理解を得る機会として、年度始めに年間の計画書を配布し、入園時の説明会で「園のしおり」を配布して説明している。進級児には例年、入園式後のクラス懇談会で「園のしおり」を配布して説明している。毎月の園だよりには、4歳児と5歳児の指導のねらいや行事予定、連絡事項等を掲載している。玄関には各クラスの活動を紹介する写真パネルを掲示し、窓辺には子どもたちの作品等が展示されている。今年度は、コロナ禍により保護者による絵本の読み聞かせや日曜参観は中止され、例年実施している親子でのムーチー作りやカレーパーティーは、子どもたちと職員によるムーチー作りに変更して実施し、生活発表会等の行事には保護者が参加して子どもの成長を共有している。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、新入園児面接記録や児童票に記載されている。保護者との日頃の情報交換は、引継ぎ簿に相談や連絡事項等が記録され、支援を要する子どもの情報は個別計画書に反映させている。</p> <p>教育・保育の意図や内容について保護者が理解できるよう、年度初めは全体的な計画の説明を行うことに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	42.9%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	50.0%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	7.1%
	n		0.0%
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
		4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
64	コメント	<p>保護者が安心して子育てできる支援としては、日々の送迎時や個別面談の他、各種行事に保護者が参加する機会を設けてコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。園のしおりには、「保護者が相談したい場合は随時面談日程を調整する」と明示し、説明されている。保護者からの相談は、引継ぎ簿や日誌、教務手帳に記録し、「保護者からの質問や意見内容記録」の様式を整備して活用している。各クラス担任が受け付けた相談内容によっては、主幹保育教諭や副園長、園長が対応している。保護者からの「就学前の子どもの排泄の自立が不安」との相談に病院受診を勧め、改善した事例や「子ども間のトラブル」、「アレルギー食の相談」等に対応した記録が整備されている。全体的な計画に「子育て支援」を位置づけ、子育て支援計画を作成して地域の子育て家庭に向けて「園内や園庭を開放する曜日や時間」を記載したチラシを配布し、見学に来た親子もいたが、コロナ禍で利用には繋がっていない。</p> <p>認定こども園の特性を生かした保護者への子育て支援の更なる取組が望まれる。</p>	

		項 目		評価結果
65	A ⑳	㉔	家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	28.6%
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	57.1%
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	7.1%
		n		7.1%
	着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
		○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
		○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
		○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。
		○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
			6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
			7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
65	コメント	<p>家庭での不適切な養育（虐待）等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防については、不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化（身体の痣、服の汚れ、欠食等）や送迎時の保護者の子どもへの対応に注意を払っている。子どもの虐待の疑いに気づいた職員は園長に報告し、主幹保育教諭と副園長、担任、園長で合議し、週案会議で職員が情報を共有する体制がある。不適切な養育の恐れがある場合は、保護者に声をかけ、気持ちを受け止めるよう配慮している。虐待対応に関する研修を実施している。園長は、子育て支援室や教育保育課と連携し、虐待防止に取り組んでいる。</p> <p>不適切な養育を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備し、マニュアルにもとづく職員研修の実施が望まれる。</p>		